

広げよう心の輪

12月3～9日は障害者週間

12月3～9日は障害者週間です。同週間は「障がい者の福祉」についての関心と理解を深めると共に、障がい者が社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。周囲の理解と配慮は、障がい者の自立の幅が広がるきっかけにつながります。問い合わせは、市障害福祉課Tel.784・8032へ。

知っていますか

「障害者差別解消法」と「合理的配慮」

障害者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目的とし、同法により障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されました。

施行5周年 伊丹市手話言語条例

また、同法の改正により、来年度から宿泊施設や飲食店、小売業などの事業者も合理的配慮の提供が義務化となります。

「不当な差別的取り扱いとは」

「正当な理由なく、障がいを持つ理由として、サービスの提供を拒否、制限、条件を付けることにより、権利利益を侵害することを言います。」

「合理的配慮の提供とは」

障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律として、平成24年に施行されました。

市障害者虐待防止センター

Tel.784-8032(夜間・休日Tel.784-8181)

ファクス777-0294

障害者虐待の防止は、早期発見・早期対応が大切です。見・早期対応が大切です。問

「虐待かな?」「これ大丈夫?」と思ったら、迷わず市障害者虐待防止センターへ連絡を。また家族などの養護者支援として、介護負担・ストレスの軽減、介護に関する情報提供、家族関係の回復・生活の安定——など専門的支援も行っていきます。相談無料。秘密厳守。夜間・休日は受け付けのみ。

市手話言語条例は「手話は言語である」との認識に基づき、ろう者とうろ者以外が共生できる地域社会の実現を目的に制定され、施行5年を迎えました。市は、研修会や講師派遣などにより継続して手話言語の普及啓発を行っています。

音声誘導装置対応 磁気テープ無料配布

市は、主に視覚障がいのある人の移動をスムーズにするための手段として市役所、阪急・JR西丹伊丹駅周辺に音声誘導装置を設置しています。

同装置は、磁気テープを巻き付けた白杖の先端をセンサーが埋設された点字ブロックにかざすことで、付近のスピーカーから誘導案内が流れる仕組みです。

無料。* * * 市障害福祉課Tel.784・8032(可)へ。

無料。* * * 市障害福祉課Tel.784・8032(可)へ。

派遣であなたをお手伝い

★要約筆記者 中途失聴者、難聴者などを対象に、病院の受診や講演会などで内容を要約し、文字で伝える要約筆記者を派遣します。

★手話通訳者 聴覚障がい者を対象に、情報

職場実習助成金を支給

【対象】 地域生活支援センターか阪神北障害者就業・生活支援センターで就労支援を受け、民間企業などで職場実習をし、要件を満たした障がいのある人
【支給額】 1日当たり1000円(上限あり)
詳しくは、市障害福祉課Tel.784-8032へ。

・コミュニケーション保障を行うため、病院の受診や講演会などに同行する情報機器を通して、手話通訳を行います。

★市民手話講座講師

手話を学びたい5人以上のグループに、手話講師(聞こえる講師とうろ者の講師各1人)を派遣します。

年間10回(要相談。1回当たり2時間)まで。

無料。* * * 市障害福祉課Tel.784・8032(可)へ。

無料。* * * 市障害福祉課Tel.784・8032(可)へ。

聞こえが不自由な人に配慮をお願いします

市は、耳が聞こえにくく、生活に不自由を感じている人(障害者手帳を持たない人も可)に意思表示のカード(右下写真)を無料で配布しています。

聞こえが不自由な人は相手の口の動きを読み取り、話の内容を認識しますが、マスクなどで口元が見えないときは認識できず意思疎通が難しくなります。

シリーズ 人権尊重のまちづくり③

「障がい」と「迷惑」と

「障がい」と「迷惑」との関係について 障がいのある私は、幼い頃から「人様に迷惑をかけないようにしなさい」と周囲の大人から言われて育ちました。「障がいがあるから迷惑になる」という思い込みが強かったと思います。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

私の行為が周囲の人を困らせてしまうケースがあります。脳性まひのせいで正常な発話ができない私が電話に出ると、相手は驚き、一瞬沈黙になります。そんな時、私は

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

「迷惑」は、ある行為が他者に不利益を与えたり、困らせたりするという意味で使うことが一般的です。

相手に迷惑をかけていると思います。オーストラリア留学中、私はパーティーに招待されました。当日、大雨が降り、タクシーを呼ぶことにしました。私は勇気を出して電話をしました。オペレーターは私の発音が分からずに困りましたが、自宅と行き先の住所を聞き取ってくれました。

ところが、タクシーが来ず、救急車が来てしまいました。救急隊員から事情を聞くと、タクシー会社から通報があり「具合が悪い女性から電話があり、心配です。彼女の様子をみてきてください」と言われたそうです。

そのことを友人に話すと、「お互いさまだよ。私はあなたを知っているから、あなたの声を認識できるけど、オペレーターはしていません。」

「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」もその一つです。同仕組みを利用して、仕事を頼んでみませんか。施設ができる主な仕事は次の通り。

▽ラベル貼り▽箱折り▽清掃▽除草▽剪定▽プリンターへの水やり▽タオル折り▽クリーニング▽チラシの印刷▽パンフレットの作成▽封入・封かん▽名刺の印刷▽パンや菓子作り▽さをり織り▽物品の販売——など。

「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

店名の「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

あなたを知らなかった。あなたも救急車を呼ばれて迷惑だったでしょう」と言ってくれました。友人のおかげで、私の申し訳なきが半減しました。この経験から学んだことは、障がい者に対する気持ちは状況によって軽減することでした。

最初から障がいのことを知っている人はほとんどいません。「障がい」は実に多様で、その人によって障がいの程度も特性も異なります。

他者に対して「迷惑」をかけるという罪悪感を抱く必要もなく、知らない人に出会ったら、互いに知り合う工夫を当事者や周りの人々ができたら、もっと住みやすい社会になっていくことでしょう。

(神戸大准教授 稲原美苗)

知っていますか? ヘルプマーク

ヘルプマーク(写真)は、周囲の人からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。同マークを見かけたときは、電車・バスなどで席を譲るなど配慮をお願いします。同マークは、市役所1階の市障害福祉課・介護保険課、同2階のこども福祉課、市保健センターで配布しています。無料。



を未来に運ぶという意味が込められています。

【営業日】月・金曜(市役所開庁日)の午前10時~午後4時

【販売商品】▽パン100円から▽弁当400円▽コーヒー150円▽焼菓子▽手作り雑貨——など。

クリスマスやバレンタインなどのイベント時期は、期間限定でクッキーやグッズなどを販売します。



「ぷちばとー」売店

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

店名の「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

「ぷちばとー」は、市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。